

令和2年1月23日招集

令和2年第1回登米市教育委員会  
1月定例会議議案

登米市教育委員会

# 令和2年第1回登米市教育委員会 1月定例会議議事日程

日 時 令和2年1月23日（木）午後1時30分  
場 所 登米市役所 中田庁舎2階 201会議室

## 1 出席点呼

## 2 開会宣言（開会 午後 時 分）

## 3 前回までの教育委員会会議録の承認

## 4 教育委員会会議録署名委員の指名

## 5 教育長報告

日程第1（報告第1号）一般事務報告について

## 6 議 事

日程第2（議案第1号）令和2年度登米市教育基本方針について

日程第3（議案第2号）登米市立学校の廃止について

日程第4（議案第3号）教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について

（登米市立学校設置条例の一部を改正する条例について  
ほか3件）

日程第5（議案第4号）令和元年度登米市一般会計補正予算（第7号）に対する  
意見聴取について

日程第6（議案第5号）令和2年度登米市一般会計予算に対する意見聴取について

日程第7（議案第6号）登米市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則について

日程第8（議案第7号）県費負担教職員の人事について

## 7 次回教育委員会定例会議開催日時

令和2年2月 日（ ）（午 時 分）

## 8 閉会宣言（閉会 午後 時 分）

## 9 その他

(1) 12月の生徒指導状況について

(2) 「日本遺産」の認定に向けた取組について

(3) その他

## 10 散 会（散会 午後 時 分）

## 報告第1号

教育長の一般事務報告について

登米市教育委員会会議規則（平成17年教育委員会規則第3号）第23条の規定により、定例会議に報告すべき一般事務報告を別紙のとおり報告する。

令和2年1月23日提出

登米市教育委員会  
教育長 高橋 富男

## 議案第 1 号

令和 2 年度登米市教育基本方針について

令和 2 年度登米市教育基本方針を別添のとおり定めるものとする。

令和 2 年 1 月 23 日 提出

登米市教育委員会  
教育長 高 橋 富 男

## 議案第2号

### 登米市立学校の廃止について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第2項第3号の規定により、下記の幼稚園を廃止することについて承認を求める。

令和2年1月23日提出

登米市教育委員会  
教育長 高橋 富男

### 記

#### 1 廃止する幼稚園の名称及び位置

名称	位置
登米市立つやま幼稚園	登米市津山町柳津字形沼9番地2

#### 2 廃止日 令和2年3月31日

### 議案第 3 号

教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について（登米市立学校設置条例の一部を改正する条例についてほか3件）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、登米市長から意見を求められた別添について、「異議ない」旨回答する。

令和 2 年 1 月 23 日提出

登米市教育委員会  
教育長 高 橋 富 男

## 議案第 4 号

令和 2 年度登米市一般会計補正予算（第 7 号）に対する意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、登米市長から意見を求められた別添について、「異議ない」旨回答する。

令和 2 年 1 月 23 日提出

登米市教育委員会  
教育長 高 橋 富 男

## 議案第 5 号

令和 2 年度登米市一般会計予算に対する意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、登米市長から意見を求められた別添について、「異議ない」旨回答する。

令和 2 年 1 月 23 日提出

登米市教育委員会  
教育長 高 橋 富 男



## 議案第6号

登米市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第2項第2号及び登米市教育長に対する事務委任規則（平成17年登米市教育委員会規則第6号）第2条第1項第3号の規定により、別紙のとおり改正することについて議決を求める。

令和2年1月23日提出

登米市教育委員会  
教育長 高橋 富男

## 議案第7号

県費負担教職員の人事について

登米市教育長に対する事務委任規則（平成17年登米市教育委員会規則第6号）第2条第1項第7号の規定により、別添のとおり発令することについて議決を求める。

令和2年1月23日提出

登米市教育委員会  
教育長 高橋 富男